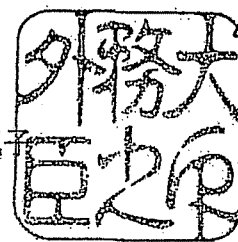


控

情報公開第00020号  
平成14年01月24日

甲第

40  
号証の

外務大臣 田中 眞紀子

様

## 行政文書開示決定等通知書

平成13年09月21日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

## 記

## 1. 開示を求められた行政文書の名称等

第1次日韓会談（1951年～52年）に関わる外務省文書で、韓国人（在日者も含む）の「国籍」（法的地位）の扱いに関する記述を有する文書。

## 2. 開示請求番号 2001-01794

## 3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務省に対して異議申立てをすることができます。

## 4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、開示の実施を行わないことがありますので、御注意下さい。

## 5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電 話：03-6402-2976

F A X：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

|                                |                                                                   |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1                              | 行政文書の名称等： 在日韓人の法的地位の問題                                            |
|                                | 決定区分： 不開示                                                         |
|                                | 決定に係る該当条項： 5条3号                                                   |
|                                | 決定理由： 別紙のとおり。                                                     |
|                                | 開示可能な媒体の種別及び数量：                                                   |
|                                | 開示実施方法：                                                           |
|                                | 開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・<br>・ 写しの交付                                    |
| 貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。 |                                                                   |
| ・ 閲覧                           | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（希望する部分： ) |
| ・ 写しの交付                        | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（希望する部分： ) |

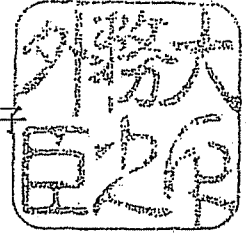


情報公開第03482号  
平成14年12月25日

甲第  
40  
号証  
の  
2

様

外務大臣 川口 順子



## 行政文書開示決定等通知書

平成13年09月21日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

なお、当該開示請求については、今回が最後の開示決定等になります。

### 記

#### 1. 開示を求められた行政文書の名称等

第1次日韓会談（1951年～52年）に関わる外務省文書で、韓国人（在日者も含む）の「国籍」（法的地位）の扱いに関する記述を有する文書。

#### 2. 開示請求番号 2001-01794

#### 3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務省に対して異議申立てをすることができます。

#### 4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、開示の実施を行わないことがありますので、御注意下さい。

#### 5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

|                                                                                                                                                     |                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1                                                                                                                                                   | 行政文書の名称等： 日韓会談の現況（昭和27年3月23日）及びその別添資料                              |
|                                                                                                                                                     | 決定区分： 不開示                                                          |
|                                                                                                                                                     | 決定に係る該当条項： 5条3号                                                    |
|                                                                                                                                                     | 決定理由： 当該文書は、未解決の問題に関する交渉内容の情報であり、公にすることにより、関係国との交渉上不利益を被るおそれがあるため。 |
|                                                                                                                                                     | 開示可能な媒体の種別及び数量：                                                    |
|                                                                                                                                                     | 開示実施方法：                                                            |
|                                                                                                                                                     | 開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧<br>・ 写しの交付                                       |
| 貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。                                                                                                                      |                                                                    |
| ・ 閲覧 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（希望する部分： ）<br>・ 写しの交付 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（希望する部分： ） |                                                                    |
| 2                                                                                                                                                   | 行政文書の名称等： 日韓会談の現況（昭和27年4月21日）                                      |
|                                                                                                                                                     | 決定区分： 不開示                                                          |
|                                                                                                                                                     | 決定に係る該当条項： 5条3号                                                    |
|                                                                                                                                                     | 決定理由： 当該文書は、未解決の問題に関する交渉内容の情報であり、公にすることにより、関係国との交渉上不利益を被るおそれがあるため。 |
|                                                                                                                                                     | 開示可能な媒体の種別及び数量：                                                    |
|                                                                                                                                                     | 開示実施方法：                                                            |
|                                                                                                                                                     | 開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧<br>・ 写しの交付                                       |
| 貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。                                                                                                                      |                                                                    |
| ・ 閲覧 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（希望する部分： ）<br>・ 写しの交付 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（希望する部分： ） |                                                                    |
| 3                                                                                                                                                   | 行政文書の名称等： 対韓交渉につき報告の件（（昭和27年5月6日）外務省顧問 松本俊一作成）及び別添資料2件             |
|                                                                                                                                                     | 決定区分： 不開示                                                          |
|                                                                                                                                                     | 決定に係る該当条項： 5条3号                                                    |
|                                                                                                                                                     | 決定理由： 当該文書は、未解決の問題に関する交渉内容の情報であり、公にすることにより、関係国との交渉上不利益を被るおそれがあるため。 |
|                                                                                                                                                     | 開示可能な媒体の種別及び数量：                                                    |
|                                                                                                                                                     | 開示実施方法：                                                            |
|                                                                                                                                                     | 開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧<br>・ 写しの交付                                       |
| 貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。                                                                                                                      |                                                                    |
| ・ 閲覧 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（希望する部分： ）<br>・ 写しの交付 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（希望する部分： ） |                                                                    |

|                                                                                |                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 4                                                                              | 行政文書の名称等： 日韓両国政府に対する日韓会談共同報告書（案）（昭和27年4月）及びその別添資料                  |
|                                                                                | 決定区分： 不開示                                                          |
|                                                                                | 決定に係る該当条項： 5条3号                                                    |
|                                                                                | 決定理由： 当該文書は、未解決の問題に関する交渉内容の情報であり、公にすることにより、関係国との交渉上不利益を被るおそれがあるため。 |
|                                                                                | 開示可能な媒体の種別及び数量：                                                    |
|                                                                                | 開示実施方法：                                                            |
|                                                                                | 開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧<br>・ 写しの交付                                       |
| 貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。                                                 |                                                                    |
| ・ 閲覧 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（希望する部分：      ）    |                                                                    |
| ・ 写しの交付 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（希望する部分：      ） |                                                                    |